

# 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画

## 【概要版】



地域安全シンボルマーク

令和7年度  
岐 阜 県

## I 行動計画の策定にあたって

### 1 行動計画策定の趣旨

「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）」は、「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成20年岐阜県条例第11号。以下「条例」という。）」に基づき、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けた具体的な施策を総合的かつ計画的に推進し、かつ、犯罪情勢や経済情勢に即した施策を講じていくために、毎年度見直しを行ったうえで、策定していきます。

### 2 行動計画の性格

本行動計画は、以下のような性格を有するものです。

- (1) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策を示すもの
- (2) 地域防犯に携わる各主体（県民、事業者、自治会等・ボランティア団体等、行政（県・市町村）をいう。以下「県民等」という。）の具体的な取組目標を明らかにするもの
- (3) 地域防犯に関する県の取組について、毎年度、その進捗状況を検証し、見直すべき点は見直しながら、現状に即した施策を講じていくためのもの

## II 安全・安心まちづくりの目標と基本的施策

### 1 目標

**犯罪のない安全・安心まちづくりを推進し、安心して暮らせる岐阜県を目指します。**

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図るため、条例の基本理念にのっとり、県民等による自主的な防犯活動並びに犯罪の防止に配慮した生活環境づくりを促進し、地域の防犯力を高め、安心して暮らせる岐阜県づくりを推進します。

### 2 各取組主体の具体的な取組目標

各取組主体が適切に役割分担をし、相互につながり、支え合うためにも、それぞれの具体的な取組目標を明らかにします。

#### 県民の取組目標

- 県民は、安全・安心まちづくりについての理解を深めるとともに、日常生活において自らの安全を確保するため、自分の行動に気をつける。
- 地域の安全は地域で守るという意識をもって、地域での諸活動に参加するとともに、県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

#### 自治会等の取組目標

- 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体（以下「自治会等」という。）は、安全・安心まちづくりについての理解を深めるとともに、安全・安心まちづくりに関する活動を主体的に行う。
- 県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

#### ボランティア団体等の取組目標

- 安全・安心まちづくりに関するボランティア活動を行う任意団体、公益法人、NPO法人など（以下「ボランティア団体等」という。）は、自らのボランティア活動を積極的に行う。
- 県や市町村等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

#### 事業者の取組目標

- 所有・管理する営業施設や事業活動において、犯罪の被害に遭わないような環境づくりを行う。
- 地域の一員として、地域の安全は地域で守るとの意識をもって、地域の諸活動に参加するとともに、従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 県や市町村等が行う安全・安心まちづくりに関する施策に協力する。

#### 学校の取組目標

- 保護者、地域住民、行政及び警察と協力して、児童・生徒が犯罪に遭わないための教育、犯罪を起こさないための教育の充実を図る。
- 防犯指針に基づき、学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保のための措置を講ずる。

#### 市町村の取組目標

- 地域住民による自主的な防犯活動を積極的に支援する。
- 学校、住民、事業者及び県等と協力し、地域の実情に即した安全・安心まちづくりに関する施策を推進する。

#### 県の取組目標

- 国・市町村及び県民等と連携し、県民等による自主的な防犯活動の促進、犯罪の機会を減らす生活環境づくりの推進など、犯罪のない安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、実施する。
- 市町村の安全・安心まちづくりに関する施策の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援を行う。

### 3 基本的施策の展開

各取組主体が上記の具体的な取組目標に向かっていくとともに、それぞれが相互につながり、支え合い、各種の安全・安心まちづくりに関する具体的な施策を展開していくために、次の4つの事項を基本として県の取組を行っていきます。

あわせて、各視点において、県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者具体的に行動していただきたい取組事項を示し、施策の効果的な推進を図っていきます。

#### 視点1 地域の連帯強化による安全・安心まちづくりの推進

県民等の犯罪被害の防止が図られるよう、県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、県内各地で行われている県民等による自主的な防犯活動が今後とも継続され地域の安全が図られるよう、防犯に関わる様々な主体の適切な役割分担と連携・協力を図ります。

- 県民は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、個人や家庭での防犯意識を高め、自主的な防犯活動に努めていくことが大切です。
- 自治会等及びボランティア団体等は、「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の実情に応じて、自主的な防犯組織を結成し、その活動の推進に努めていくことが大切です。
- 事業者は、地域の一員として、地域の安全は地域で守るとの意識をもって、地域の諸活動に参加するとともに、従業員が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境づくりを行っていくことが大切です。

また、その所有・管理する営業施設や事業活動において、犯罪の被害に遭わない環境づくりに努めるとともに、管理職や従業員に対する防犯教育等を通じて、社員の防犯意識を高め、自主的な防犯活動に努めていくことが大切です。

#### (1) 県民一人ひとりの自主防犯意識の向上

##### 【取組の方向】

県民一人ひとりの「自分の安全は自分で守る」「家庭の安全は家庭で守る」という防犯意識の高揚を図る。

## ア 自主防犯意識の高揚

県民の自主防犯意識の高揚を図るため、安全・安心まちづくりに係る広報啓発の充実を図っていきます。

また、県民一人ひとりの防犯意識を個人の防犯対策や地域における防犯活動につなげるために、防犯関係の専門家の指導・助言をあおげるような取組を進めていきます。

### ＜具体的な取組・施策例＞

- ・「地域安全の日」、全国地域安全運動、年末年始地域安全運動における普及促進
- ・安全・安心まちづくり県民大会開催、安全・安心まちづくり賞表彰
- ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣
- ・防犯出前講座の実施

## イ 地域安全情報等の提供

地域安全情報等の提供のため、県広報紙、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、幅広く情報を発信していきます。

### ＜具体的な取組・施策例＞

- ・安全・安心まちづくりポータルサイトによる情報提供
- ・「安全・安心メール」の発信
- ・岐阜県警察防犯アプリの運用

## (2) 自主的な防犯活動の支援及び促進

### 【取組の方向】

「自分の地域の安全は自分たちで守る」を合言葉に展開される自主的な防犯活動を支援し、その活動の活性化を促進する。

## ア 自主的な防犯活動の支援

自主的な防犯活動を支援するため、有益な情報の発信やアドバイスなどの取組を行っていきます。

### ＜具体的な取組・施策例＞

#### ◇自主的な防犯活動に役立つ情報の提供

- ・安全・安心まちづくりポータルサイトによる情報提供（再掲）
- ・「岐阜県安全・安心まちづくり情報」の発行
- ・「安全・安心メール」の発信（再掲）
- ・放火予防情報の掲載

#### ◇自主的な防犯活動へのアドバイス、ノウハウの提供

- ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣（再掲）
- ・防犯ボランティアの手引きの作成
- ・青色回転灯装備車両による防犯パトロールの促進

#### ◇自主的な防犯活動へのその他の支援

- ・安全・安心まちづくり地域連携会議の開催
- ・「安全・安心まちづくりボランティア」、「安全・安心まちづくりフレンドリー企業」への活動物品等の配付
- ・安全・安心ステーション事業の実施
- ・岐阜県警察大学生等防犯ボランティア登録制度の実施

### イ 人材の育成

地域における自主的な防犯活動の中心となっただく人材の育成を行っています。

#### <具体的な取組・施策例>

- ・安全・安心まちづくりアドバイザーの派遣（再掲）

## 視点2 子ども、高齢者等の安全確保

子どもや高齢者、障がい者、女性など特に犯罪の防止に配慮を要する人について、被害防止等の取組を進めるとともに、地域住民が連携し、地域全体で子どもや高齢者、障がい者等を見守る活動の促進を図ります。

- 県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者は、学校を中心として取り組まれる子どもの安全に関する見守り活動や防犯教育などへの積極的な参加を通じて、地域で子どもの安全を確保していくことが大切です。

あわせて、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、地域で高齢者、障がい者等を見守る活動に努めていくことが大切です。

### （１）子どもの安全確保

#### 【取組の方向】

子どもの安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

#### ア 学校等・通学路等の安全確保等

地域ぐるみで、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校や、通園・通学路、子どもの遊び場所となる公園などの安全確保を進めていきます。

また、空き地・空き家の所有者・管理者に対し、その場所の管理徹底と防犯上の必要な措置が講ぜられるよう、市町村の協力を得ながら、求めています。

#### ＜具体的な取組・施策例＞

##### ◇学校等の安全確保

- ・「学校等における児童等の安全の確保の指針」の策定
- ・地域に開かれた学校づくりの推進
- ・学校警察連絡協議会の開催

##### ◇通学路等の安全確保

- ・「通学路等における児童等の安全の確保の指針」の策定
- ・連れ去り事案等未然防止広報の実施
- ・「地域のおじさんおばさん運動」の推進
- ・「子供１１０番の家」の設置支援
- ・季節児童クラブの運営等の推進

##### ◇空地、空家等の適正な管理

- ・空家等対策に係る対応指針の運用

### イ 安全教育等の充実

子どもが、犯罪被害に遭わないようにするために、様々な危険を予測し、回避できる能力を身につけていくための安全教育を進めています。

また、社会の構成員としての子どもの規範意識や責任意識、他人を思いやる心、命を大切にする心豊かな感受性を育む心の教育の充実に努めます。

#### ＜具体的な取組・施策例＞

##### ◇防犯、交通安全

- ・学校安全講習会の開催  
(各学校の教頭等を対象とした危機管理意識高揚のための講習会)
- ・県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザーの配置
- ・幼児等連れ去り事案未然防止教育班「たんぽぽ」による教育活動
- ・地域安全マップの作成推進

##### ◇消費生活

- ・教育指導用資料や副読本の作成
- ・学校への出前講座、学校教職員等を対象とした出前講座の実施
- ・大学・短大や、事業所の新入社員を対象とした出前講座の実施
- ・若年者向け消費者教育及び高齢者の消費者被害防止施策の推進

##### ◇インターネット

- ・学校における情報モラル教育の推進

- ・ 青少年がインターネットを安全に安心して利用できる環境整備
- ・ 少年に対するインターネット等の違法、有害情報対策の推進

#### ◇規範意識等の育成

- ・ 高校生によるMSリーダーズ活動の推進
- ・ 人権啓発活動、道徳教育の充実
- ・ 少年のスポーツ活動、社会参加活動の推進

### ウ 健全育成・非行防止、虐待防止

子どもが健全に育ち、非行に走らないための地域づくりや、子どもが虐待されない地域づくりを進めていきます。

#### <具体的な取組・施策例>

#### ◇健全育成・非行防止

- ・ 青少年を健全に育む社会環境づくりの推進(興行場等への立入調査)
- ・ 薬物乱用防止出前講座、非行防止講話の実施
- ・ 「青少年SOSセンター」の設置
- ・ スペシャリストサポート事業(生徒指導スクールサポートチーム派遣)
- ・ スクールカウンセラーの設置
- ・ いじめを許さない県民運動の推進
- ・ 「少年サポートセンター」(警察本部、県内5地区)の設置等

#### ◇虐待防止

- ・ 児童相談体制の整備(市町村要保護児童対策地域協議会の運営等について指導・研修)
- ・ 「子ども・家庭110番」、「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」
- ・ 子ども相談センターSNS相談窓口の設置
- ・ ヤングケアラー支援体制の構築

## (2) 高齢者、障がい者の安全確保

### 【取組の方向】

高齢者、障がい者の安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

振り込め詐欺や悪質商法、空き巣などの犯罪被害に遭いやすい高齢者や障がい者の安全を確保し、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、訪問活動、会合等様々な機会を活用し、情報提供を行い、犯罪被害の未然防止を図っていきます。

また、地域におけるネットワークの構築を図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていきます。

#### <具体的な取組・施策例>

#### ◇高齢者の安全確保

- ・高齢者等を対象とした防犯・交通・消費生活出前講座の実施
- ・高齢者世帯への「高齢者安全・安心世帯訪問事業」の実施
- ・新たな手口に対応したニセ電話詐欺防止対策
- ・地域福祉推進体制の整備（市町村地域福祉計画による取組を支援）

#### ◇障がい者の安全確保

- ・「１１０番アプリシステム」、「ＦＡＸ１１０番」の実施
- ・地域福祉推進体制の整備（再掲）
- ・障がい者支援体制の整備
- ・「障がい者１１０番」の実施

### （３）女性の安全確保

#### 【取組の方向】

女性の安全の確保のため、地域ぐるみの取組を促進する。

痴漢などの性犯罪、ストーカー、ＤＶなどの犯罪被害に対し、安全を確保し、地域において安全で安心して暮らすことができるよう、様々な機会を活用し、情報提供を行い、犯罪被害の未然防止を図っています。

また、地域におけるネットワークの構築を図るなど、身近な地域で助け合い、支え合う仕組みづくりを進めていきます。

#### ＜具体的な取組・施策例＞

- ・配偶者暴力等防止地域協議会等の開催
- ・配偶者暴力相談支援センターの設置、ＤＶ被害者の一時保護（女性相談支援センター等）
- ・性犯罪被害者等への支援
- ・「ストーカー１１０番」の設置、位置情報システムの整備

### 視点３ 地域コミュニティの再生

自主的な防犯活動ばかりではなく、地域の実情に応じて行われる様々な地域共同活動を通して、地域の絆づくりに関する取り組みが地域ぐるみで進められるよう支援を行うことで、地域の連帯を深め、地域コミュニティの再生を図ります。

- 県民、自治会等、ボランティア団体等及び事業者は、地域の一員として、地域の親睦活動（まつりやスポーツ大会、サークル活動など）や生活環境の美化活動などの地域共同活動を通じて、地域コミュニティを再生するこ

とで、人と人とのつながり、顔の見える近所づきあいができるように努めていくことが大切です。

### 【取組の方向】

地域の連帯を深め、地域コミュニティの再生を図るため、様々な取組を地域ぐるみで実施する。

## ア 地域のつながりの強化と環境美化活動

「破れ窓理論<sup>※</sup>」により犯罪の少ないまちづくりにもつながる生活環境の美化活動（ゴミ拾い、落書き消し、不法投棄監視など）や、子どもたちの教育を地域の絆とする新しい地域コミュニティづくり（教育コミュニティづくり）などを通して、地域ぐるみの取組が進められるように支援を行うとともに、地域の絆づくりを総合的・重点的に推進し、犯罪の起きにくい地域づくり、地域コミュニティの再生につなげていきます。

### ※破れ窓理論（割れ窓理論）

「破れ窓理論」は地域住民の安心感と警察への親近感を醸成することを目的として警察官の徒歩によるパトロールを実施した米国ニュージャージー州の取組をきっかけとして、1982年に米国で提唱された理論です。この理論は、従来まで軽微な犯罪とされていた行為（公共空間での落書き、酔っ払い、物乞い等）であっても、それがコミュニティの利益を大きく侵害するものであるならば、警察やコミュニティは真剣に考え、対策を講じなければならないとするものです。

### ＜具体的な取組・施策例＞

#### ◇地域の絆づくりに向けた取組の推進

- ・「ぎふ地域の絆づくり支援センター」の設置
- ・地域の課題解決応援事業の実施

#### ◇生活環境の美化活動

- ・「廃棄物インターネット110番」の設置
- ・「ぎふ・ロード・プレーヤー」、「ぎふ・リバー・サポーター」事業の実施

#### ◇教育コミュニティづくり

- ・「地域のおじさんおばさん運動」の推進（再掲）
- ・地域住民等の参画により学校と連携・協働活動を推進する仕組みの普及（地域コーディネーター等の育成）
- ・「1家庭1ボランティア運動」の展開

## イ 地域と交番・警察署との連携強化

地域の交番、警察署が、地域住民と連携して地域の問題解決にあたれるよう、交番、警察署からの情報提供の充実、地域住民との協議の場の

設置を進めていきます。

**<具体的な取組・施策例>**

- ・ 交番・駐在所連絡協議会、警察署協議会の開催

**ウ 多文化共生の地域づくり**

在住外国人も地域で暮らす住民の一人として位置づけ、安全で安心な生活のための情報提供等の充実を図りながら、地域活動への参画を促進することによる多文化共生の地域づくりを進めていきます。

**<具体的な取組・施策例>**

- ・ マニュアルを活用した防犯講習会などの実施
- ・ 外国人に対する交通安全教育
- ・ 外国人からの１１０番受理体制の整備
- ・ 多文化共生社会の推進体制の整備（外国籍人県民会議開催）
- ・ 警察署への在留外国人等対応業務専門職の配置

**視点４ 犯罪の防止に配慮した生活環境づくり**

県民等による自主的な防犯活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した生活環境づくりが重要であることから、防犯指針を踏まえた施設や設備などの生活環境整備の促進を図ります。

県民、自治会等及びボランティア団体等は、日頃から犯罪の発生状況や防犯活動に関する情報に関心を持つとともに、行政等が発信する情報等を通じて知識と理解を深め、個人や家庭での防犯意識を高め、住宅の防犯対策及び自動車や原動機付自転車、自転車（以下「自動車等」という。）の防犯対策に努めていくことが大切です。

- 事業者は、次のような行動に取り組むことが大切です。
  - ・ 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等を活用して、県民が安全で安心して暮らせる住宅の供給に努めること。
  - ・ 「犯罪の防止に配慮した施設の構造、設備等に関する指針」等を活用して、県民が安全で安心して買い物などができる商業施設の提供に努めること。
  - ・ 県民が安全で安心して利用できる自動車等及び防犯対策機器等の普及に努めること。
  - ・ 自動販売機の設置者、管理者に対し、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機の設置を促進するとともに、つり銭などの適正な管理など必要な措置を講じるよう普及していくこと。

## (1) 住宅の整備

### 【取組の方向】

戸建住宅や長屋住宅、共同住宅における防犯対策を進める。

空き巣・忍込みなどの侵入盗や住居侵入、放火などの犯罪の防止を図るため、戸建住宅や長屋住宅、共同住宅（以下「住宅」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、県民一人ひとりの住宅に対する防犯意識の向上を図るとともに、住宅関連の事業者（建築業者、改修業者、設計業者、供給業者、共同住宅の所有者・管理者など）に対して、防犯性の高い住宅の普及を促進していきます。

#### <具体的な取組・施策例>

- ・住宅の防犯指針の策定
- ・防犯性能の高い建物部品（ＣＰ部品）の普及促進
- ・岐阜県防犯優良マンション制度の普及促進
- ・警察官による防犯診断の実施
- ・放火予防情報の掲載【再掲】

## (2) 道路等の整備

### 【取組の方向】

道路、駐車場及び駐輪場、公園における防犯対策を進める。

ひったくりや置引き、車上ねらい、放火などの犯罪の防止を図るため、道路、駐車場及び駐輪場、公園（以下「道路等」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、道路等の設置者や管理者に対して、防犯性の高い道路等の普及を進めていきます。

#### <具体的な取組・施策例>

- ・道路等の防犯指針の策定

#### ◇道路

- ・通学路等の歩道整備等の推進
- ・交通安全施設等整備事業等の推進

#### ◇駐車場及び駐輪場

- ・駐車場等の整備に係る法定計画策定の際の防犯面への配慮

（市町村が「駐車場整備地区の都市計画の決定」、「駐車場整備計画の策定」、「附置義務駐車場条例の制定」などを行う際には助言する。）

- ・重点駐輪場対策の実施

### (3) 商業施設等の整備

#### 【取組の方向】

コンビニエンスストアや深夜スーパー、ゲームセンター、カラオケ、インターネットカフェ、大型ショッピングセンター（ショッピングモール）などの施設における防犯対策を進める。

万引きや置引き、車上ねらい、放火などの犯罪の防止を図るため、また、青少年の健全育成の観点から、コンビニエンスストアや深夜スーパー、ゲームセンター、カラオケ、インターネットカフェ、大型ショッピングセンター（ショッピングモール）などの施設（以下「商業施設等」という。）における防犯対策を進めることが大切です。

このため、商業施設等の設置者や管理者、又は商業施設において営業を営む者に対し、防犯性の高い商業施設の普及を促進していきます。

#### ＜具体的な取組・施策例＞

- ・ 商業施設等の防犯指針の策定
- ・ 大型商業施設を営む事業者による地域貢献の促進
- ・ 商業施設等の事業者に対する暴力団排除にかかる援助
- ・ 防火管理者への教養

### (4) 自動車、自販機等の防犯対策

#### 【取組の方向】

自動車、原動機付自転車、自転車及び自動販売機に対する防犯対策を進める。

自動車盗や自転車盗、車上ねらい、部品ねらいなどの犯罪の防止を図るため、自動車等における防犯対策を進めることが大切です。

このため、県民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、自動車等の販売者に対し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び防犯対策機器の普及を促進します。

また、自動販売機ねらいなどの犯罪の防止を図るため、自動販売機の設置者、管理者に対し、犯罪の防止に配慮した設備を有する自動販売機の設置を促進するとともに、自動販売機のつり銭の適正な管理など必要な措置を講じていただけるよう普及していきます。

#### ＜具体的な取組・施策例＞

- ・ オートバイ・自転車の防犯登録の促進
- ・ 重点駐輪場対策の実施（再掲）

#### 4 行動計画の推進体制

県における犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部の関係課で構成する「岐阜県安全・安心まちづくり庁内連絡会議」、県と市町村が連携して施策の推進を図る「市町村連絡会議」等を活用して、行動計画の着実な実現を図っていきます。

それとともに、有識者で構成されている「岐阜県安全・安心まちづくり懇談会」において、行動計画の毎年の進捗状況を管理し、県に対して更に強化すべき施策、見直しすべき施策についての意見・提案をしていきます。